

# 警察庁環境配慮の方針

平成16年7月12日  
警 察 庁

## 1 はじめに

政府は、環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにするため、平成12年12月22日に「環境基本計画」を閣議決定しました。同計画では、持続可能な社会の実現のためには、社会の構成員であるすべての主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境負荷を可能な限り低減させていくことを目指すことが必要とされており、特に、関係府省は、同計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に、環境管理システムの導入に向けた検討を進めるとされています。

これを受けて、警察庁としても下記のように警察庁環境配慮の方針を明らかにして、所管の政策分野における環境施策の方向性を示すとともに、日常業務においても、環境に配慮した取組を推進していくこととします。

## 2 環境施策の推進

警察庁の所管する政策分野においては、以下のような環境対策を講ずることとします。

### (1) 環境犯罪の取締りの推進

ア 不法投棄事犯等の環境事犯の取締り活動を推進します。

イ 毎年、廃棄物事犯等の環境事犯の検挙状況から、事犯の特徴等を分析します。

### (2) 交通管理による環境対策の推進

ア 交通需要マネジメント施策を推進します。

イ ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進します。

ウ 信号機、交通管制センター等を整備します。

エ 道路交通情報通信システム(VICS)の整備等、高度道路交通システム(ITS)を推進します。

オ 3メディア対応型VICS車載機の普及を促進します。

カ 信号灯器のLED化を推進します。

## 3 日常業務における環境に配慮した取組の推進

警察庁はこれまで、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第110号)に基づく政府の実行計画を推進するとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に基づき、環境への負担が少ない物品等を積極的に調達(グリーン調達)してきました。今後も、日常業務において以下のような環境に配慮した取組を推進していくこととします。

( 1 ) 物品等の購入や使用に当たっての取組

ア グリーン調達推進

グリーン購入法に基づき警察庁において毎年定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に従い、グリーン調達を推進します。

イ 自動車等の効率的利用

(ア) 平成16年度までに警察庁のすべての公用車を低公害車へ切り替えます。

(イ) 相乗りによる公用車利用の効率化を図ります。

(ウ) アイドリングストップを励行します。

ウ 用紙類の使用量の削減

(ア) 電子メールや庁内LANの積極的な活用、文書・資料等の磁気媒体での保存等によるペーパーレス化を推進します。

(イ) 両面コピーの徹底を図ります(内部で使用する各種資料をはじめ、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、特段の支障のない限り極力両面コピーとします。 )。

(ウ) 使用済み封筒の再利用の徹底を図ります。

エ ゴミの分別やリサイクルの推進

(ア) コピー機やプリンターのトナーカートリッジの回収を推進します。

(イ) 分別回収用のボックスを設置します。

(ウ) 不要になった用紙等をクリップ、バインダー等を外して分別回収します。

( 2 ) 庁舎の整備・管理等における取組

(ア) 冷暖房の適正な温度管理(冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度)を行います。

(イ) 昼休み中の消灯やOA機器類の節電に努めます。

(ウ) 残業時において照明が必要な箇所以外では消灯します。

(エ) エネルギー使用量の抑制のため、夜間の残業削減や有給休暇の計画的消化を図ります。